

人工知能戦略推進会議幹事会の開催について（案）

令和 7 年 月 日
人工知能戦略推進会議議長決定

1. 「人工知能戦略推進会議の開催について」（令和 7 年 9 月 12 日人工知能戦略本部決定）第 4 項の規定に基づき、人工知能戦略推進会議（以下「推進会議」という。）の円滑な運営を図るため、推進会議の下に、人工知能戦略推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官
構成員 内閣官房国家安全保障局内閣参事官
内閣官房内閣参事官（副長官補付）
内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局参事官
内閣官房国家サイバー統括室内閣参事官
内閣法制局長官総務室総務課長
人事院事務総局情報管理室長
内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官
内閣府男女共同参画局総務課長
内閣府知的財産戦略推進事務局 参事官（コンテンツ振興担当）
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官
宮内庁長官官房秘書課長
公正取引委員会事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画調査室長
警察庁長官官房技術企画課長
警察庁警備局警備企画課長
警察庁サイバー警察局サイバー企画課長
個人情報保護委員会事務局総務課長
カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課長

金融庁総合政策局リスク分析総括課長
消費者庁参事官（デジタル・業務改革等担当）
こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）
デジタル庁戦略・組織グループ参事官（AI 実装総括担当）
デジタル庁省庁業務サービスグループ参事官（政府の AI 調達・利
活用ルール形成担当）
復興庁統括官付参事官
総務省大臣官房企画課長
総務省国際戦略局国際戦略課 AI 政策推進室長
法務省大臣官房 秘書課 政策立案・情報管理室長
外務省総合外交政策局安全保障政策課長
外務省経済局経済外交戦略課長
財務省大臣官房文書課業務企画室長
文部科学省大臣官房政策課長
厚生労働省医政局研究開発政策課長
農林水産省大臣官房政策課技術政策室長
農林水産省大臣官房デジタル戦略グループ参事官
経済産業省商務情報政策局情報産業課 AI 産業戦略室長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省総合政策局技術政策課長
国土交通省総合政策局情報政策課長
環境省大臣官房総合政策課長
防衛省整備計画局サイバー整備課長
防衛装備庁技術戦略部技術戦略課長

3. 幹事会の庶務は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において処理する。

4. 前各項に掲げるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会において定める。